

平成22(2010)年1月29日

兵庫県教育委員会 大西 孝 教育長 御机下

発信者：〒661-0012 尼崎市南塚口町1丁目23-1 石川方

兵庫県喫煙問題研究会 会長 大島秀夫

お問い合わせ先：副会長 藺 潤 (電話 090-3056-2232)

兵庫県下全市町の教育委員会の学校敷地内禁煙化についての調査と要望

平素は、兵庫県内の教育行政にご尽力いただき、有難うございます。

本会は、タバコの害から人々を守るために、兵庫県内で活動している民間団体で、医療・教育・法曹関係者や一般市民を含めた会員数は約200人です。本会については、ホームページをご覧ください。<http://notabako.hp.infoseek.co.jp/>

さて、平成15(2003)年に、健康増進法が施行され、第25条で受動喫煙の防止が規定されて、7年が経過しようとしています。

添付しました3年前の神戸新聞の調査では、学校敷地内禁煙は20市町に過ぎず、校舎内禁煙が11市町、分煙が10市町ありました。敷地内禁煙校以外では、職員室に喫煙室を設けたり、倉庫や運動場等に灰皿を置いていると思われる。空気清浄機は、タバコの煙の4%を占める粒子成分の一部を取るだけで、96%を占めるガス成分(一酸化炭素や発がん物質のニトロソアミン)には無効であり、受動喫煙を防止することは出来ません。

生徒への喫煙防止教育の重要性は、今更言及するまでもないですが、校内に喫煙指定場所があることは、教職員の校内喫煙を容認し、生徒に不適切なロールモデルを示すこととなります。また喫煙教職員は、タバコによる口臭等で、周囲の教職員や生徒にも、喘息などの受動喫煙被害を生じさせています。

そこで、以下の要望をさせていただきますので、宜しく願い申し上げます。

記

- 1) 県下の41市町の教育委員会に、学校禁煙化の現状調査を行なって下さい。
- 2) まだ全学校の敷地内禁煙化ができていない市町の教育委員会に対して、可及的早期に実施するよう指導・勧告を行なって下さい。
- 3) 上記結果を、本会に通知し、マスコミ等にも公表してください。

ご多忙中恐縮ですが、上記要望と調査結果等を、書面で本年3月31日までに
ご回答いただきたく、宜しく願い申し上げます。